

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：世屋高原棚田保全協議会

1 指定棚田地域振興活動※を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

※「棚田地域振興活動」とは、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第2条第3項に規定する活動をいう。

（1）上世屋棚田

棚田地域振興法施行令（令和元年政令第76号）に定める棚田地域の要件に該当する20分の1以上の1団の棚田は4.5202ha

（2）松尾棚田

棚田地域振興法施行令（令和元年政令第76号）に定める棚田地域の要件に該当する20分の1以上の1団の棚田は13.5140ha
範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

棚田は、国土の保全、水源涵養などの多面的機能を有しているが、中山間地域ゆえの厳しい耕作条件でその保全が年々厳しくなりつつある。貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の振興を図るため、以下の事項を目標に活動を行う。

（1）棚田等の保全

ア 耕作放棄の防止

令和6年度まで耕作放棄率0%の現状を維持する。

イ 担い手の確保

令和6年度までに上世屋棚田または松尾棚田の保全に取り組む人数を新たに5人以上確保する。

ウ 生産性・付加価値の向上

地域の中核的なリーダーとなるものに農地を集積する。令和6年度までに松尾棚田の農地集積率を約60%から70%に増加させる。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給の促進

上世屋棚田で令和6年度までに有機栽培の稻木干米販売量を1.2t確保する。

松尾棚田で令和6年度までに棚田米のブランド化を確立し、販売量を0tから0.5tに増加させる。また、加工用大豆の販売を令和6年度までに0tから0.1tに増加させる。

イ 自然環境の保全・活用

令和6年度まで子どもや就農希望者向けの自然を活かしたイベント（生き物

調査) を年 1 回以上開催し、10 人以上の参加者を確保する。

ウ 良好的な景観の形成

令和 6 年度まで景観作物であるそばの作付け面積約 20a を維持し、減少させない。

エ 伝統文化の継承

令和 6 年度まで伝統的景観を形成する稻木干しを 3 箇所以上で継続して実施する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和 6 年度まで農村交流体験イベント(田植え体験、稻刈り体験、こんにゃく芋ほり体験、農産物加工体験など)を年間 1 回以上開催し、30 人以上の参加者を確保する。

イ 棚田を観光資源とした地域振興

令和 6 年度まで棚田米の生育状況や棚田の景観等に関する情報発信を行い、SNS などで 500 以上の「いいね」を獲得する。

ウ 棚田米等を活用した六次産業化の推進

令和 6 年度までに清酒の原料として有機栽培の棚田米を 1.2t 以上出荷する。

令和 6 年度まで棚田米を原料としたどぶろくの販売に向けた特区申請のための勉強会を年 1 回以上開催する。

3 計画期間

認定の年月日～令和 7 年 3 月 31 日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

ア 棚田等の保全

(ア) 耕作放棄の防止

ボランティアや若手移住者等の協力を得ながら、耕作放棄地の発生を防止する。

(イ) 担い手の確保

就農希望者向けの体験会を行うことで、新たな担い手の確保を促進する。

また、外部からの新たな担い手に対して営農指導や販売支援を行う。

(ウ) 生産性・付加価値の向上

地域の中核的なリーダーとなるものや意欲のある担い手に農地を集約するため、地域内での話し合いの場を設ける。

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

(ア) 農産物の供給の促進

上世屋棚田において、棚田米の作付け面積の拡大や販路の開拓等を検討し、棚田米の出荷をさらに促進する。

松尾棚田において、ブランド化した棚田米の販売を開始する。また、加工用大豆の作付けを拡大する。

(イ) 自然環境の保全・活用

棚田はトンボやメダカ、京都府では準絶滅危惧種に指定されているコオイムシなどの貴重な生息場所となっており、こうした生物多様性を活かした自然ふれあいイベントを市内の学生等を対象に実施することで、棚田の魅力や価値を発信する。

(ウ) 良好的な景観の形成

そばの作付け面積を減少させず、現在の取組面積を維持する。

(エ) 伝統文化の継承

地域で継承されてきた伝統的な稻木干しの技術を引き継ぎ継承していく。

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

(ア) 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
棚田オーナー制度や農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

(イ) 棚田を観光資源とした地域振興

田植えや稲刈りなどの棚田米の生育状況や、棚田の景観をSNSなどで発信する。

(ウ) 棚田米等を活用した六次産業化の推進

清酒の原料として棚田米の出荷促進に取り組むとともに、どぶろくづくりに向けた特区申請のため勉強会を実施する。

(3) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の世屋高原棚田保全協議会の構成員である。

5 指定棚田地域振興協議会を構成するものの名称又は氏名

世屋高原棚田保全協議会構成員は農業者、京都府、宮津市。構成員の名称又は氏名については、別紙のとおり。